

GNSO知的財産部会(IPC)報告

株式会社ブライトコンサルティング
キム ヘソン(新gTLDプロジェクト)

目次

1. 新gTLDにおける権利保護メカニズム
(RPM: Rights Protection Mechanisms)
 - i)Trademark Clearinghouseについて
 - ii)URSについて
 - iii)PDDRPについて

※RRDRPについて（概要）
2. ファイナルガイドブック(案)のRPMに対する
GNSO知的財産部会(IPC)のコメント内容
3. 今後の主眼点

1. 新gTLDにおける権利保護メカニズム

開始前 (Pre-Launch)

Trademark Clearinghouse

- Sunrise
- TM Claims

開始後 (Launch)

-URS (Uniform Rapid Suspension)

-PDDRP (Post Delegation Dispute Resolution Mechanism)

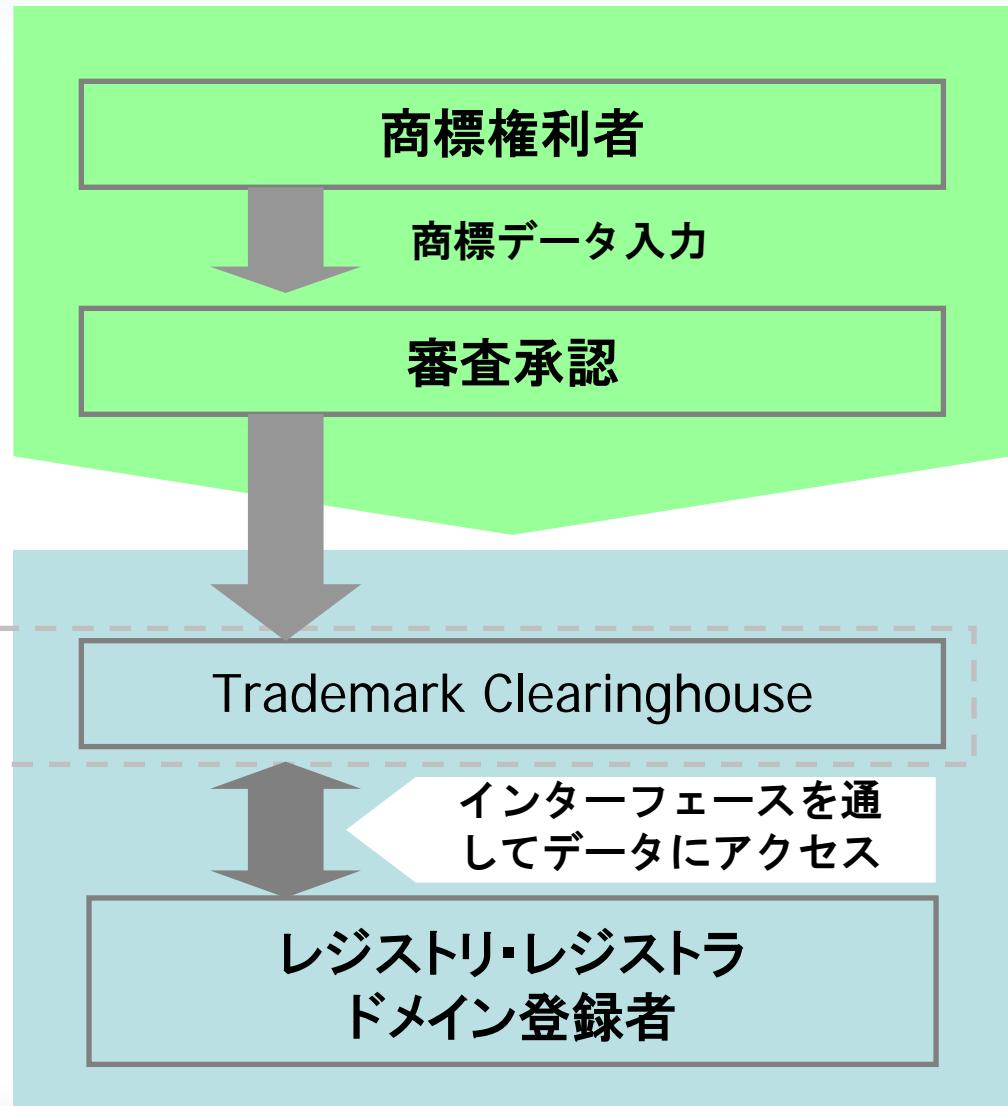
-RRDRP (Registration Restriction Dispute Resolution Procedure)

-Thick WHOIS

Trademark Clearinghouse (TMC)とは

特徴

- 全世界の商標をカバーするデータベース
- Sunrise（優先登録期間）での商標データ照合機能
- Trademark Claimsでの通知サービス
- 承認と管理へ分離
- 24時間アクセス可能
- TM Claimsの通知を受領したドメイン登録者は商標の検証やリサーチ目的でのアクセス可能
- 多言語対応可能
- データベースの定期更新



Trademark Clearinghouse (TMC)の申請対象

1. 国を問わず商標として登録されている文字商標
2. 法的に認められている文字商標
3. 法律 (statute or treaty) により保護されている文字商標で、2008年6月26日以前より有効かつ現在も有効であるもの

Risk

上記1の文字商標には、十分な審査を行わない国のものも含まれている(ベネルクスのように、申請の翌日に登録となる商標を含みます)。

TMCプロバイダの要件

- i)商標データのストレージ機能
- ii)商標申請承認スキル
- iii)高い技術的安定性や安全性を持つサービス提供能力

TMCプロバイダの選定

ICANNが1事業者に2つ（承認・管理）の機能を持たせるか、それとも、2つの事業者にそれぞれの機能を持たせるかは、今後ICANNにて決定される

Pre-LaunchにおけるTMCの活用

- Sunrise

ドメイン優先登録 期間

TM Clearinghouseに登録されている商標権の権利者が、一般登録者より先にドメインネームを登録する機会を持つ期間となります。

ドメイン登録

Pre-Launch

- Sunriseのみ
 - TM Claimsのみ
 - Sunrise / TM Claimsの両方

- TM Claims

同一商標通知サービス

ドメイン登録者にあたり、申請ドメインがTM Clearinghouseに登録されている商標と、完全一致する場合、登録者及び該当する商標権者へ通知が送られるものです。

URS (Uniform Rapid Suspension)申請条件

該当商標が、以下の3つのすべてを満たす場合、URS申請が可能となります。

1	<p>登録済みドメインネームが、文字商標と完全一致、もしくは混同を起こすほど類似している場合</p> <p>〈文字商標の要件（いずれかひとつ）〉</p> <ul style="list-style-type: none">- 商標登録において十分な審査を行う国の有効な商標権- 法的手手続き、またはTMCによる承認を受けた商標権- 2008年6月26日以前より有効かつ現在も有効である商標
2	ドメインの登録者が合法的な権利を有していない
3	<p>ドメイン登録者によるドメインの悪意に基づく登録かつ使用が確認される場合</p> <p>悪意に基づく利用例：</p> <ul style="list-style-type: none">・ ドメイン登録者による故意な商標権の侵害・ 高額によるドメインの売買、貸与、もしくは転売目的での登録・ 業務妨害および金銭的利益取得を目的とした顧客の誘導・ ドメイン利用による意図的な商業的利益取得の傾向

URS (Uniform Rapid Suspension)の構造①

(侵害発生から裁定まで)

商標権の侵害

商標権者がURSプロバイダに
URS申請

24時間以内に確認

ドメインネームの情報を凍結
ドメイン情報の変更不可 - 通常通りの稼動

ドメイン登録者に連絡

14日^日の応答期間

パネリストによる検討

決定まで3日～最大14日間

URS裁定

URS (Uniform Rapid Suspension)の構造②

(裁定結果の反映)

URS裁定

ドメイン登録者が負け

ドメイン登録者が勝ち

ドメイン登録期間満了まで
URSのページに転送
→1年延長のオプション
あり
(異議申立人が
更新費用を負担)

ドメイン登録者による
登録が維持

URS (Uniform Rapid Suspension)の構造③

(上訴及び救済措置)

URS裁定

ドメイン登録者及び商標権者ともに
上訴する権利を有する

上訴に掛かる費用は原告が負担

上訴期間中のドメイン情報の変更不可

ドメイン登録者負け：URSプロバイダーページに転送

ドメイン登録者勝ち：ウェブサイトは維持される

14日の上訴期間
+14日の上訴内容
に対する応答期間

ドメイン登録者による反論なしに裁定が下された場合、裁定から2年以内であればドメイン登録者は反論（救済措置）ができる。さらに、救済裁定後に上訴する場合には、裁定から14日以内に行う必要があり、被告による応答は、上訴から14日間以内となる。

上訴のパネリストによる裁定の報告は、ドメインネーム登録者、異議申立人、レジストラ、レジストリにメールにて、URSプロバイダーから送信される。

PDDRPを利用した異議申立の条件

レジストリのTLD文字列が異議申立人の商標権と
一致あるいは混同を起こすほど類似している

トップレベル

- 1) 異議申立人の商標の識別力のある文字列、もしくは商標に化体した信用から、不正な利益を得ている
- 2) 異議申立人の商標の識別力のある文字列、もしくは商標の信用を、不当に損なっている
- 3) 異議申立人の商標と混同を起こしている

対象商標の要件（いずれかひとつ）

1. 国内及び国際商標として登録されている文字商標（登録前に、十分な審査を行われる国のみ）
2. 法的に、もしくはTMCに認められている文字商標
3. 法律（statute or treaty）により保護されている文字商標で、2008年6月26日以前より有効かつ現在も有効であるもの

セカンドレベル

- ・ レジストリが、商標権を侵害するドメインネーム売買から利益享受するという明確な悪意の下 もしくは
- ・ 異議申立人の商標権と同一もしくは混同するドメインを組織的に登録させることで利益を享受しようとする悪意の下
 - 1) 異議申立人の商標の識別力のある文字列、もしくは商標に化体した信用から、不正な利益を得ている
 - 2) 異議申立人の商標の識別力のある文字列、もしくは商標の信用を、不当に損なっている
 - 3) 異議申立人の商標と混同を起こしている

PDDRP 新gTLDのレジストリに対する異議申立措置 ①

(侵害発生から裁定まで)

商標権侵害

商標権者がPDDRPプロバイダーに異議申立
(申立費用は商標権者が負担)

5日間以内にレジストリに報告

5日間の申立書式確認
(Administrative review)
+5日間の修正案提出
可能期間および内容確認
(Threshold review)

PDDRPプロバイダーの「Administrative review」と
「Threshold review」による申し立て内容検討

レジストリは45日以内に応答ファイリング

レジストリの応答

商標権者の(レジストリの応答に対する)反論

10日以内の返答

21日間以内にパネルが決定される。通常は1名（特別な場合、両方の同意の上、知的財産権の仲裁問題に詳しい3名の専門家）

パネリストによる検討

45日間～60日間
以内に決定

敗者が費用を全額負担する。

PDDRP 裁定

PDDRP 新gTLDのレジストリに対する異議申立措置 ②

(裁定結果の反映)

PDDRP裁定

レジストリが負け

レジストリが勝ち

パネリストの決定により、レジストリに以下の裁定を下す。

- i)今後の侵害行為防止改善策をレジストリ同意書に取り入れる。
- ii)対象gTLDにおけるドメインの新規登録を一時停止する。
- iii) レジストリが悪意を持った行為をしたと見なされた場合、レジストリ契約が解除される。

パネリストの決定により、申立人に対して、以下の裁定を下す。

- i)一時的な異議申立申請禁止
- ii)申立人による費用の負担
- iii)一時的な異議申立裁定後の、永久的な異議申立申請禁止

- レジストリが応答できなかった場合は、デフォルトと見なされ、PDDRPプロバイダにより仲裁が進められる。
- 異議申立対象がレジストリ(ドメイン登録者ではない)のため、パネリストの裁定をもっても、ドメインを「削除」、「移管」、「停止」のいづれかの状態にすることはできない。

PDDRP 新gTLDのレジストリに対する異議申立措置 ③

(不服および上訴)

PDDRP裁定

20日の控訴期間+
20日の控訴内容に対する応答期間

レジストリ・商標権者とも
PDDRPプロバイダーに上訴する権利を持つ

上訴に掛かる費用は原告が負担

PDDRPプロバイダーの上訴パネリスト(3名)による決定

決定に影響を与える新しい証拠の提示可能
但し、追加費用支払いが必要

RRDRPについて

RRDRPとは

コミュニティ申請をしたgTLDのレジストリのドメインが、レジストリ同意書の内容に準拠せず、特定の組織及び個人に損害を与える場合に使用される権利保護メカニズムです。

RRDRP異議申立対象	
1	コミュニティとして「定義(defined)」されるのか
2	コミュニティとgTLD文字列に明確な関係はあるのか
3	レジストリが同意書のコミュニティ登録にある制限に違反していないか
4	レジストリが原告に対して損害を与えていると判断できるか

2. ファイナルガイドブック(案)のRPMに 対するGNSO知的財産部会(IPC)の コメント内容

- トップレベルドメインにおいて、ブランド名の共存を可能にするメカニズムの不足（例：類似概念の明確化が不足、UPSとUBSなど）
- 垂直分離の要件廃止により発生する、PDDRPの対象に十分な検討が行われていない
- TM Clearinghouseへの商標登録およびURSプロセスの際の商標使用評価基準としての、使用宣誓もしくは使用意図条件の廃止要求
- URS異議申立の内容を明確にして、異議申立書の文字数を制限すべきである（例えば、現在の5,000字から500字へ制限範囲を縮める）
- 検索可能WHOISに関する説明が不十分である

3. 今後の主眼点

今後の主眼点

- ファイナルガイドブックに、どれだけコメントが取り入れられ、完全性の高い権利保護メカニズムが採用されるかが注目される
- ICANNはファイナルガイドブック(案)の未解決部分をより明確化し、新gTLDプログラムの申請者に対して、分かりやすく説明できるかが、一番のポイントとなります。



電話	03-3523-0333
FAX	03-3523-0338
ホームページ	http://brightsconsulting.com/
E-Mailアドレス	info@brights.jp